

可児市の 自治会活動・市民活動等 支援制度のあらまし

令和7年度版

可児市 市民文化部 地域協働課

〔目 次〕

≪補助金・助成金制度≫

◎ 補助金等の制度を利用する流れ

【自治会活動等】

1. 地区集会施設補助金	1
2. 防犯灯設置補助金	2
3. 防犯カメラ設置補助金	3
4. 地域防災力向上事業補助金	4
5. 公園遊具等設置（補修）事業補助金	5
6. 公衆用トイレ設置事業補助金	6
7. 一般廃棄物集積場の設置補助金	7

【市民活動等】

8. 家庭廃棄物処理施設設置補助金	8
9. 地域支え合い活動助成制度	9
10-1. 建築物等耐震化促進事業（建築物耐震診断事業）	10
10-2. 建築物等耐震化促進事業（無料木造住宅耐震診断事業）	11
10-3. 建築物等耐震化促進事業（木造住宅の耐震改修工事）	12
10-4. 建築物等耐震化促進事業（無料木造住宅簡易耐震診断事業）	13
10-5. 建築物等耐震化促進事業（木造住宅除却費補助制度）	14
11. ブロック塀等撤去費補助金	15
12. まちづくり活動助成金	16
13. まちづくり協議会活動支援	17
14. かにロードサポーター助成事業	18
15. 野生鳥獣被害防止防護柵設置費補助金	19
16. 狩猟免許取得支援補助金	20
17. 緑化推進活動助成金	21
18. 可見市危険木伐採等事業補助金	22

《補償保険制度》

19. 市民公益活動災害補償制度	23
------------------	----

《原材料支給制度》

20. 道路補修資材支給	24
21. グラウンド等砂支給	24
22. 公園補修に関する資材支給	25

《機械器具貸出制度》

23. 公共施設管理作業時の機器具貸出	26
24. 軽スポーツ備品貸出	26

《その他支援制度》

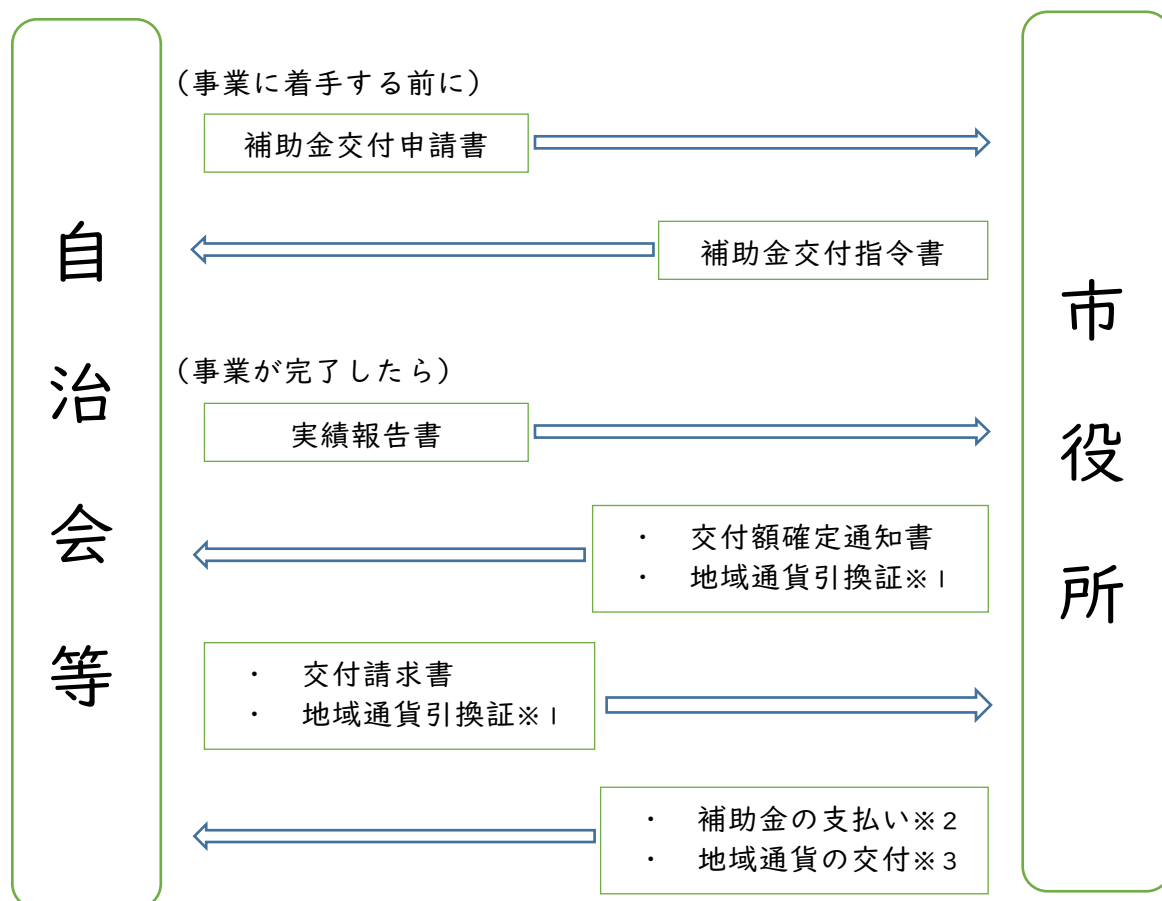
25. 公園・緑地等の刈草・枝条処分	27
26. ボランティア清掃活動支援	28
27. 生涯学習 楽・学講座	29
28. 地域支え愛ポイント制度	30
29. 地域福祉協力者制度	31
30. 私有林の森林整備事業	32

《自治会活動交付金》

31. 自治連合会地域づくり交付金	33
32. 自治会活動推進交付金	34

<補助金等の制度を利用する流れ>

補助金等の制度につきましては、原則として予算の範囲内で補助等が行われます。したがって、全ての補助申請等が必ずしも認められるとは限りません。事前に、担当課に相談していただくことをおすすめしています。



※1 地域通貨Kマネーでの交付をしない場合は、地域通貨引換証は発行しません。

※2 補助金の支払いは、指定口座への入金となります。

※3 地域通貨Kマネーの受け取りの際は、担当課窓口までお越しください。

- 各事業により申請書様式等が異なりますので、事前に各担当課にご相談下さい。
- 可見市のホームページに申請書ダウンロードサービスがあります。トップページから「様式ダウンロード」をご覧ください。

I	地区集会施設補助金	
	事業趣旨	地域のコミュニティ活動の活発化を促すため、自治会等の活動拠点となる地区の集会施設に対して、5つの補助制度を設けています。 耐震診断については、市の建築物耐震診断事業（10ページ参照）で対応します。
	対象者	自治会、町内会等の市民の自治組織
	対象施設	自治会等において設置され、利用、管理する公民館や集会場で、当該地区の社会生活その他集団活動の用に供する建物。
	補助額等	(1) 建設事業（施設の新築、改築及び増築並びに取得） ・事業費の3分の1以内、年額800万円を限度とします。 ・戸数が200を超える自治会が、300㎡を超える延床面積の集会施設を建設しようとする場合には、年額1,000万円を限度とします。 ・事業費には、用地の取得、土地の造成、外構等は含みません。 (2) 改修事業（施設の改造および修理） ・事業費の2分の1以内、年額200万円を限度とします。 ・事業費が10万円未満の場合は補助対象となりません。 (3) 耐震改修事業（施設の耐震改修） ・事業費の2分の1以内、年額300万円を限度とします。 ・建築士法に定める建築士によって法令に基づく設計監理を実施する事業が対象となります。 ・事業費が10万円未満の場合は補助対象となりません。 (4) 吹き付けアスベスト等確認検査事業 ・事業費の全額、年額2万5千円を限度とします。 (5) 吹き付けアスベスト等処理事業 ・事業費の2分の1以内、年額200万円を限度とします。 ・事業費が10万円未満の場合は補助対象となりません。 ※ 補助額は千円未満切り捨てとなります。また、1回の申請につき10万円までは、地域通貨Kマネーでの交付となります。 ※ 予算の範囲内で補助を行うため、全ての申請に応えることができない場合があります。その際は、改修内容、過去の補助実績等を考慮した優先順位の高いものから補助を行います。
	注意事項	・令和6年度に「地区集会施設改修事業等計画調査票（令和7年度分）」を提出していただいた自治会等には、令和7年4月中に、計画に対する補助額をご案内しますので、その範囲内で申請を受付けします。 ・「地区集会施設改修事業等計画調査票（令和7年度分）」を提出していない自治会等については、予算に余裕がある場合に限り申請を受け付けますのでご相談ください。

連絡先	担当課	市民文化部 地域協働課 自治振興係	オンライン入力フォーム		
	電話	代表 (0574) 62-1111	【申請書】	【変更申請書】	【実績報告書】
					

2	防犯灯設置補助金																								
概要	趣旨	地域の治安向上及び交通安全を図るため、自治会等が設置・管理する防犯灯の設置にかかる経費の一部を補助します。																							
	対象者	自治連合会、自治会、組、班等を単位とした自治組織																							
	防犯灯とは	自治会等が自主的に設置又は移管を受け、維持管理する照明灯																							
	対象経費	・ L E D 防犯灯の新規設置 ・ 既設防犯灯の移設 ・ L E D 防犯灯の交換（経年劣化または故障した場合に限る） ・ 専用柱の交換（経年劣化または故障した場合に限る） ・ 既設防犯灯の L E D 化 ・ 既設防犯灯の統合に伴う撤去 ※ 更新の場合は、既設の防犯灯・専用柱の撤去費用を含みます。 ※ 設置後の補修、修繕等の維持管理に係る費用及び既設防犯灯の単なる撤去に係るものについては対象となりません。																							
	補助額等	(1)通学路以外に設置する場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>補助率</th><th>補助限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用柱を用いて設置する場合</td><td rowspan="2">1基に係る経費の4分の3以内</td><td>1基につき45,000円</td></tr> <tr> <td>既存の施設等に設置する場合</td><td>1基につき25,000円</td></tr> </tbody> </table> (2)通学路に設置または L E D 化する場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>補助率</th><th>補助限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用柱を用いて設置する場合</td><td rowspan="2">1基に係る経費の10分の9以内</td><td>1基につき54,000円</td></tr> <tr> <td>既存の施設等に設置する場合</td><td>1基につき30,000円</td></tr> </tbody> </table> (3)おおむね半径50m以内に家屋及び防犯灯がない場所へ防犯灯を新設する場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>補助率</th><th>補助限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用柱を用いて設置する場合</td><td rowspan="2">1基に係る経費の全額</td><td>1基につき60,000円</td></tr> <tr> <td>既存の施設等に設置する場合</td><td>1基につき33,000円</td></tr> </tbody> </table> ※ 一自治会等あたりの年度内の上限額を合計100万円とします。ただし、予算の範囲内による交付となります。 ※ 補助額は千円未満切り捨てとなります。また、一回の申請につき10万円までは、地域通貨 K マネーでの交付となります。 ※ 通学路は、学校長が承認した道路を言います。ただし、小学校にあっては、当該小学校から概ね半径2km以上離れた場所となります。 ※ 詳しくは、「可見市防犯灯設置補助金交付要綱」をご確認ください。	区分	補助率	補助限度額	専用柱を用いて設置する場合	1基に係る経費の4分の3以内	1基につき45,000円	既存の施設等に設置する場合	1基につき25,000円	区分	補助率	補助限度額	専用柱を用いて設置する場合	1基に係る経費の10分の9以内	1基につき54,000円	既存の施設等に設置する場合	1基につき30,000円	区分	補助率	補助限度額	専用柱を用いて設置する場合	1基に係る経費の全額	1基につき60,000円	既存の施設等に設置する場合
区分	補助率	補助限度額																							
専用柱を用いて設置する場合	1基に係る経費の4分の3以内	1基につき45,000円																							
既存の施設等に設置する場合		1基につき25,000円																							
区分	補助率	補助限度額																							
専用柱を用いて設置する場合	1基に係る経費の10分の9以内	1基につき54,000円																							
既存の施設等に設置する場合		1基につき30,000円																							
区分	補助率	補助限度額																							
専用柱を用いて設置する場合	1基に係る経費の全額	1基につき60,000円																							
既存の施設等に設置する場合		1基につき33,000円																							
連絡先	注意事項	・ 令和6年度に「令和7年度防犯灯設置計画調査票」を提出された自治会等からは、計画書の基数内で申請を受け付けます。提出されていない自治会等については、1月以降、予算に余裕がある場合に限り申請を受け付けますのでご相談ください。 ・ 工事を行う前に、土地所有者（道路の場合は道路管理者、市有地の場合は市の管理者、私有地の場合は当該土地の所有者）の承諾を受けてください。 ・ L E D 防犯灯が電子機器類に支障をきたす場合がありますので、設置場所にご注意ください。																							

連絡先	担当課	総務部 防災安全課 消防安全係	オンライン入力フォーム		
	電話	代表 (0574) 62-1111	【申請書】	【変更申請書】	【実績報告書】
					

3

防犯カメラ設置補助金

概要

趣旨

犯罪の未然防止、犯罪に対する抑止力の向上、地域の治安向上、まちの安心づくりの推進を図るため、自治会等が設置及び管理する防犯カメラの設置にかかる経費の一部を補助します。

対象者

自治連合会、自治会、組、班等を単位とした自治組織
PTA、子ども会、ボランティア団体(県に登録されている団体)

防犯カメラとは

街頭犯罪、侵入窃盗等の未然防止を図るために、主に道路を中心に映すよう固定して設置される映像撮影装置で、継続的に映像を記録する機能を有する機器を備えたものとします。
防犯カメラの撮影範囲は、道路を概ね2分の1以上含む必要があります。

対象経費

・ 防犯カメラ及び表示板の購入費（付属品、専用柱の購入を含みます）

・ 防犯カメラ及び表示板の設置工事費（更新の場合は、既設防犯カメラの撤去費用を含みます）

※ 更新とは、既設防犯カメラが経年劣化又は自然災害により故障した場合に既設防犯カメラを更新するものです。

※ 設置後の補修及び修繕等の維持管理に係る経費、既設防犯カメラを更新せずに撤去する場合に係る費用については対象となりません。

補助額等

区分	補助率	補助限度額
通学路	1台に係る経費の3分の2以内	1台につき200,000円
通学路以外	1台に係る経費の2分の1以内	1台につき150,000円

※ 通学路は、学校長が承認し児童又は生徒が登下校時に通行する道路です。

※ 通学路の区分は、防犯カメラの撮影範囲に通学路を概ね2分の1以上含む場合です。

※ 防犯カメラは5年以上継続して設置してください。（やむを得ない場合を除きます）

※ 経年劣化又は故障による防犯カメラの更新も同額とします。

※ より多くの自治会等に補助金を交付するため、一自治会等あたりの年度内の上限額を合計100万円とします。ただし予算の範囲内となります。

※ 詳しくは、「可見市防犯カメラ設置補助金交付要綱」をご確認ください。

注意事項

・ 令和6年度に「令和7年度防犯カメラ設置計画調査票」を提出された自治会等からは計画書の台数内で申請を受け付けます。提出されていない自治会等については、1月以降、予算に余裕がある場合に限り申請を受け付けますのでご相談ください。

・ 防犯カメラを設置する土地及び撮影範囲内の建物の所有者及び管理者の同意書又は許可書の写しを申請時に提出する必要があります。

私有地に設置	同意書
撮影範囲内の建物所有者及び管理者	
道路に設置（道路管理者）	許可書
市有地に設置（市の管理者）	

・ 「防犯カメラ設置運用管理規程」を作成し申請時に提出してください。

・ 防犯カメラの設置及び運用について、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に定めていますので、補助金を申請される場合は、遵守してください。

連絡先	担当課	総務部 防災安全課 消防安全係	オンライン入力フォーム			
	電話	代表（0574）62-1111	【申請書】	【変更申請書】	【実績報告書】	【請求書】
						

4	地域防災力向上事業補助金																	
概 要	事業趣旨	災害時に地域で共助を担う団体に対し、地域の防災力が高まる活動を実施する場合に、その活動費を補助します。																
	対象者	・ 自主防災組織、自衛消防隊 ・ 自治会、自治連合会 ・ その他市長が認める防災活動を主たる目的とする団体																
	対象経費 および 補助額等	(1) 防災訓練、防災会議・研修、地区別各種マニュアル作成等に要する経費 対象経費の10分の10以内、20万円を限度とします。 ア 防災訓練等に要する経費（消火器の詰替費、参加者お茶代等） イ 防災会議・研修に要する施設借上料、資料作成費等 ウ 地区別災害時行動マニュアル、災害時に地域の支援活動を行うための名簿作成費等 (2) 防災設備整備に係る経費（対象経費の2分の1以内、30万円を限度とします。） ア 防災資機材等収納設備（防災備蓄倉庫、積載車両保管用車庫等） (3) 防災備品購入に要する経費（対象経費の2分の1以内、30万円を限度とします。） ア 消火用備品（ホース、可搬ポンプ、吸管、可搬ポンプ用積載車、半纏等） イ 救助用備品（担架、リアカー、ジャッキ、バール、チェーンソー等） ウ 救護備品（救急医療セット、毛布、車椅子、AED等） エ 避難用備品（簡易トイレ、投光器、発電機、保存用飲食物、安否確認旗等） (4) 防災備品借上に係る経費（対象経費の2分の1以内、10万円を限度とします。） ア AEDリース費用 イ 可搬ポンプ用積載車等リース費用 (5) 修繕等に要する経費（対象経費の2分の1以内、10万円を限度とします。） ア 上記防災設備及び備品の修繕補修費 イ 上記防災設備及び備品の保守点検費 (6) 車両維持に係る費用（対象経費の10分の10以内、一台につき5万円を限度とします。） ア 可搬ポンプ用積載車（自動車）の車検代 ※ 税金、印紙代、自賠責保険料等の法定費用は補助対象となりません。 (7) 防災士資格取得に要する経費 ・ 市、県その他地方公共団体が主催する防災リーダー養成講座の受講料（地域の防災活動にご協力頂く等、自主防災組織や自治会等からの推薦を受けられる方が対象） ただし、防災士教本代、防災士資格取得試験受験料、防災士認証登録料に限りです。 ※ (1)～(6)の限度額は、事業ごとの一団体当たりの限度額になります。 ※ 一団体あたりの補助金の限度額は、合計60万円とします。 ※ 補助額は千円未満切り捨てとなります。 ※ 補助金の交付対象事業は、申請される年度内に完了するものとします。 ※ 自主防災組織が実質的に自治会、自治連合会と同じ組織の場合は、同一の組織とみなします。 ※ 補助金交付申請書は、事業実施前に必ず提出してください。やむを得ず交付決定前に事業を開始する必要がある場合は、担当へご相談ください。 ※ 備品リースに係る経費については、年間を通じた契約に限りです。																
申込方法	以下の申込期間内に、申請書を提出してください。（防災安全課必着） <table><thead><tr><th>対象事業</th><th colspan="3">期 間</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">(1)～(6)の事業</td><td>第1期</td><td>4月1日</td><td>～ 5月31日 午後5時15分</td></tr><tr><td>第2期</td><td>第1期締切後</td><td>～ 7月31日 午後5時15分</td></tr><tr><td>(7)の事業</td><td colspan="3">講座申込み開始日 ～ 7月31日 午後5時15分</td></tr></tbody></table> ※ 受付及び交付決定後、予算額に余裕がある場合は、第3期として、全ての事業を対象として受付を行います。			対象事業	期 間			(1)～(6)の事業	第1期	4月1日	～ 5月31日 午後5時15分	第2期	第1期締切後	～ 7月31日 午後5時15分	(7)の事業	講座申込み開始日 ～ 7月31日 午後5時15分		
対象事業	期 間																	
(1)～(6)の事業	第1期	4月1日	～ 5月31日 午後5時15分															
	第2期	第1期締切後	～ 7月31日 午後5時15分															
(7)の事業	講座申込み開始日 ～ 7月31日 午後5時15分																	

連絡先	担当課	総務部 防災安全課 防災係	オンライン入力フォーム			
	電話	代表 (0574) 62-1111	【申請書】	【変更申請書】	【実績報告書】	【請求書】
						

5	公園遊具等設置（補修）事業補助金	
概要	事業趣旨	自治会等管理の公園における遊具等の設置又は補修に係る経費の一部を補助します。
	対象者	遊具等を設置又は補修する自治会
	対象施設	自治会が私有地に設置した公園で、自治会が管理している公園 ※ 市と自治会との間に管理協定書が結ばれている公園については対象となりません。公園補修に関する資材支給制度（25ページ参照）をご利用ください。 ※ 移管前で開発業者が管理している公園及び個人の公園は補助対象となりません。
	対象経費	遊具（ブランコ、滑り台、鉄棒、砂場等）および施設（フェンス、ベンチ、照明灯、水飲み場等）の設置および補修に要する費用
	補助額等	(1) 遊具等の設置事業 対象経費の3分の2以内、30万円を限度とします。 (2) 遊具等の補修事業 対象経費の3分の2以内、10万円を限度とします。 ※ 補助額は千円未満切り捨てとなります。

連絡先	担当課	建設部 都市計画課 公園緑地係
	電話	代表（0574）62－1111

6	公衆用トイレ設置事業補助金	
概要	事業趣旨	市内にある自治会と市で管理する公園、または自治会管理の公園において、公衆用トイレの設置に要する経費の一部を補助します。
	対象者	公衆用トイレを設置する自治会
	対象経費	自治会が行う公園への公衆用トイレ設置に要する費用
	補助額等	対象経費の2分の1以内、100万円を限度とします。 ※ 補助額は千円未満切り捨てとなり、地域通貨Kマネーでの交付となります。また、補助金対象となるトイレには条件がありますので、設置を計画される場合は事前にご相談願います。また、予算措置が必要なため補助金の交付は翌年度以降になります。

連絡先	担当課	建設部 都市計画課 公園緑地係
	電話	代表 (0574) 62-1111

7	一般廃棄物集積場の設置補助金	
概要	事業趣旨	ごみの散乱防止並びに街の環境及び美観の向上を図るため、自治会等が設置する一般廃棄物集積場（以下「集積場」という）の設置費の一部を補助します。
	対象者	自治会その他市民の自治組織
	対象経費	自治会その他市民の自治組織が行う集積場の設置事業に係る費用 ※ 設置後の補修、修繕等の維持管理に係るもの及び分譲もしくは賃貸借を目的とした事業等については対象になりません。
	補助額等	対象経費の2分の1以内、10万円を限度とします。 ただし、各自治会等から当該年度予算以上に要望があった場合は、予算の範囲内での対応となります。 ※ 補助額は百円未満切り捨てとなります。
注意事項	- 令和6年度に「一般廃棄物集積場設置整備事業等計画調査票（令和7年度分）」を提出した自治会等には、令和7年4月中に、計画に対する補助額をご案内しますので、その範囲内で申請を受け付けます。 「一般廃棄物集積場設置整備事業等計画調査票（令和7年度分）」を提出していない自治会等については、予算に余裕がある場合に限り申請を受け付けますのでご相談ください。	

8	家庭廃棄物処理施設設置補助金		
概要 要	事業趣旨	一般家庭から排出される廃棄物を排出者自ら処理し、ごみの減量化を図るため、生ごみ処理施設（コンポスト容器方式、密閉発酵容器方式、機械器具方式）、枝葉等粉碎機の設置費の一部を補助します。	
	対象者	・ 可見市に住所を有し、かつ、現に居住する方で、生ごみ処理施設や枝葉等粉碎機を使用した後に発生する物質を環境衛生上支障なく処理できる方 ・ 枝葉等粉碎機については自治会などの自治組織	
	対象経費	生ごみ処理施設（コンポスト容器方式、密閉発酵容器方式、機械器具方式）及び枝葉等粉碎機の購入費用	
	補助額等	(1) 生ごみ処理施設 ＜コンポスト容器方式＞ 一基につき、対象経費の2分の1以内、3千円を限度とします。 申請年度内、一家庭、一回の申請で二基までとします。 ＜密閉発酵容器方式＞ 一基につき、対象経費の2分の1以内、1千円を限度とします。 申請年度内、一家庭、一回の申請で二基までとします。 ＜機械器具方式＞ 一基につき、対象経費の2分の1以内、2万円を限度とします。 申請年度内、一家庭、一回の申請で一基までとします。 なお、申請年度の次年度から起算して五年間は、補助金交付申請ができません。 (2) 枝葉等粉碎機 一基につき、対象経費の2分の1以内、2万円を限度とします。 申請年度内、一家庭、一回の申請で一基までとします。 ただし、自治会などの自治組織は一回の申請で二基までとします。 なお、申請年度の次年度から起算して五年間は、補助金交付申請ができません。 ※ 補助額は百円未満切り捨てとなります。	

連絡先	担当課	市民文化部 環境課 生活環境係	オンライン入力フォーム
	電話	代表 (0574) 62-1111	



9	地域支え合い活動助成制度		
概	事業趣旨	高齢者への支え合い活動を地域で広く実施してもらえよう、高齢者への営利を目的としない日常生活支援又は、介護予防に寄与する自主的な活動（対象活動）を行う地域住民等による団体に対して、その活動経費の一部を助成します。	
	対象活動	<対象活動①> 高齢者が集う「サロン」の運営 <対象活動②> 生活支援サービスの提供（調理・配食、掃除、庭の草ぬき、買い物代行、同行支援、ごみ出し支援 等） <対象活動③> 安否確認・見守り活動 ※ 対象活動について諸条件がありますので、詳しくは高齢福祉課へお問い合わせください。	
要	対象者	地縁団体、NPO法人、任意ボランティア団体、地区社会福祉協議会、地区の単位老人クラブのいずれかの団体であって、構成員数が5名以上（内、65歳以上の方が2名以上）である団体。 ※ ただし、対象活動①については、構成員数の規定は適用しません。	
	対象経費 および 補助額等	(1) 活動拠点整備経費 ・対象経費 活動拠点の新築、増・改築等のハード整備に要した費用 ・補助額 対象経費の2分の1以内、50万円を限度とします。 (2) 開設準備経費 ・対象経費 開設に必要な備品・消耗品等の購入に要した費用 ・補助額 対象経費の全額、30万円を限度とします。 (3) 備品購入経費 ・対象経費 備品の購入に要した費用 ・補助額 対象経費の2分の1以内、30万円を限度とします。 (4) 運営経費 <対象活動①> ・維持費 月2回以上4回未満の開所 月額 5,000円 月4回以上8回未満の開所 月額 10,000円 月8回以上の開所 月額 20,000円 ※ ただし、集会施設を利用した場合は施設管理者に支払った使用料及び光熱水費に係る費用と同額を補助することとし、上記を限度とします。 ・活動費及びボランティア活動に対する奨励金・謝礼金 1回開所する毎に3,000円 ※ ただし、1ヶ月当たり2回以上開所することを条件とし、月額15,000円を限度とします。 <対象活動②> ・活動費 基本月額5,000円 （ごみ出し支援以外）一利用者につき600円/日 ※ ただし、月額27,000円を限度額とします。 （ごみ出し支援）200円/日 ※ ただし、月額20,000円を限度額とします。 ・ボランティア活動に対する奨励金 （ごみ出し支援以外）一利用者につき500円/日 ※ ただし、月額22,500円を限度額とします。 （ごみ出し支援）100円/日 ※ ただし、月額10,000円を限度額とします。 <対象活動③> ・活動費 200円×実施件数 ※ ただし、月額20,000円を限度額とします。 ・ボランティア活動に対する奨励金・謝礼金 50円×実施件数 ※ 四だし、月額5,000円を限度額とします。 <サービスB・D> ・対象活動①、②の利用者のうち、地域包括支援センターまたはケアマネジャーの要請による一利用者につき100円/日を上乗せします。	
連絡先	担当課	福祉部 高齢福祉課 地域包括ケア推進係	
	電話	代表 (0574) 62-1111	

10-1	建築物等耐震化促進事業（建築物耐震診断事業）	
概要	事業趣旨	地震発生時における既存建築物等の倒壊等による災害の防止を促進するため、耐震診断を実施する建物の所有者等に対して、国・県と市が予算の範囲内でその経費の一部を補助します。
	対象者	建築物の所有者 （分譲マンションにあっては、管理組合又は管理組合法人） ※ 対象建築物に他の居住者や借受人等がいる場合は承諾が必要です。
	対象建物	(1) 木造住宅の長屋若しくは共同住宅又は木造住宅（在来軸組構法・枠組壁工法又は伝統的構法によるもの）以外の旧基準建築物 (2) 建築物の構造が大臣等の特別な認定を受けていないこと (3) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物 ※ 上記以外にも詳細な条件がありますので、詳しくは建築指導課へお問い合わせください。
	対象要件	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の技術指針事項に基づく耐震診断であること。
	対象経費補助額等	・対象経費 ＜一戸建て住宅＞ 13万6千円／戸を限度とします。 ＜一戸建て住宅以外の建築物＞ 国の定めた額に床面積を乗じた額を限度とします。 ただし、150万円／棟を限度とします。 ※ 特定建築物の場合は限度額はありません。 ・補助額 対象経費の3分の2以内の額とします。 ※ 補助要綱等の変更により、金額を変更することがあります。

連絡先	担当課	建設部 建築指導課 建築係
	電話	代表（0574）62－1111

10-2	建築物等耐震化促進事業（無料木造住宅耐震診断事業）	
概要	事業趣旨	地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを目指すことを目的に、木造住宅の所有者に対し、岐阜県から登録を受けた木造住宅耐震相談士を国・県と市が無料で派遣し、耐震診断を実施します。
	対象者	可児市内に存する旧基準木造住宅（一戸建て住宅）の所有者
	対象建物	(1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅 (2) 在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統的構法の一戸建ての木造住宅 (3) 併用住宅の場合は、延べ面積の半分以上が住宅として使用されているもの ※ 上記以外にも詳細な条件がありますので、詳しくは建築指導課へお問い合わせください。
	事業内容	(1) 市が派遣した岐阜県木造住宅耐震相談士が耐震診断を実施します。後日、診断結果と改修のためのアドバイス（概算の改修工事費等）を説明します。 (2) 耐震診断に係る所有者等の負担する費用は無料です。 ※ 岐阜県木造耐震相談士とは、県内の建築事務所に勤務し、木造住宅耐震診断に関する講習において、県が認定登録した建築士です。
	申込方法	次の2つの書類を建築指導課に提出してください。 ・木造住宅耐震診断申込書 ・誰でもできるわが家の耐震診断（自己診断結果を記入したもの）

連絡先	担当課	建設部 建築指導課 建築係
	電話	代表（0574）62－1111

10-3	建築物等耐震化促進事業（木造住宅の耐震改修工事）	
概要	事業趣旨	地震発生時における既存建築物等の倒壊等による災害の防止を促進するため、木造住宅の耐震改修工事を実施する所有者に対して、国・県と市がその経費の一部を補助します。
	対象者	補助対象となる木造住宅の所有者
	対象建物	(1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 (2) 在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統的構法である一戸建ての木造住宅、長屋及び共同住宅（長屋及び共同住宅の場合は居住者の承認が必要です） (3) 併用住宅の場合は、延面積の半分以上が住宅として使用されているもの ※ 上記以外にも詳細な条件がありますので、詳しくは建築指導課へお問い合わせください。
	対象要件	(1) 一般改修 可見市木造住宅耐震診断事業等に基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅で、改修後の評点が1.0以上となる耐震改修工事を実施する方。 (2) 簡易改修 上記耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満とされた木造住宅で、改修後の評点が0.7以上となり、かつ地震時に転倒の恐れがある家具等について転倒防止対策を併せて行う耐震改修工事を実施する方。 ※ 岐阜県木造住宅耐震相談士が、耐震改修に関する設計及び工事監理を実施する耐震改修工事であること。
	対象経費補助額等	・対象経費 工事費、耐震改修に関する設計費及び工事監理費 ・補助額 <対象経費が120万円以内の場合> （一般改修）対象経費×50%＋工事費×46% （簡易改修）対象経費×61.5% <対象経費が120万円を超える場合> （一般改修）60万円＋工事費×46%以内、117万5千円を限度とします。 （簡易改修）対象経費×11.5%＋60万円以内、84万円を限度とします。 ※ 補助要綱等の変更により、補助額を変更することがあります。

連絡先	担当課	建設部 建築指導課 建築係
	電話	代表（0574）62－1111

10-4	建築物等耐震化促進事業（無料木造住宅簡易耐震診断事業）	
概要	事業趣旨	地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを目指すことを目的に、木造住宅の所有者に対し、新基準木造住宅（昭和56年6月1日～平成12年5月31日に着工されたもの）の簡易耐震診断を図面に基づき市職員が実施します。
	対象者	可児市内に存する新基準木造住宅（一戸建て住宅）の所有者
	対象建物	(1) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に着工された住宅 (2) 在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統的構法である一戸建ての木造住宅 (3) 併用住宅の場合は、延面積の半分以上が住宅として使用されているもの (4) 2以下の階数のもの (5) 延べ面積500㎡以内のもの (6) 高さ13m以内かつ、軒の高さ9m以内のもの (7) 既存木造住宅の建築確認申請書（添付図面を含む）、完成図面（仕上げ表、寸法記載のある各階平面図で筋かい等の位置及び仕様のわかるもの）等があるもの
	事業内容	(1) 市職員による簡易耐震診断（図面等のみの診断で現地確認や改修のアドバイスは行いません）を実施します。後日、診断結果を説明し、簡易耐震診断結果報告書をお渡しします。 (2) 簡易耐震診断に係る所有者等の負担する費用は無料です。
	申込方法	次の2つの書類を建築指導課に提出してください。 ・木造住宅簡易耐震診断申込書 ・既存木造住宅の図面等 ※ お預かりした図面等は簡易耐震診断結果報告書と併せてお返しいたします。
連絡先	担当課	建設部 建築指導課 建築係
	電話	代表（0574）62-1111

10-5	建築物等耐震化促進事業（木造住宅除却費補助制度）	
概要	事業趣旨	地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の防止を促進するため、木造住宅の除却を実施する所有者に対して、国・県と市がその経費の一部を補助します。
	対象者	補助対象となる木造住宅の所有者
	対象建物	(1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅 (2) 在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統的構法の一戸建ての木造住宅 (3) 併用住宅の場合は、延面積の半分以上が住宅として使用されているもの ※ 上記以外にも詳細な条件がありますので、詳しくは建築指導課へお問い合わせください。
	対象要件	(1) 可見市木造住宅耐震診断事業に基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅（現に居住の用に供しているものに限る。）を全て除却するもの。 (2) 工事に要する費用の額（消費税を除く）が50万円以上の工事であること。 (3) これまでに木造住宅耐震改修補助金の交付を受けて耐震改修工事が行われたもの又は除却工事において他の要綱等に基づく助成金の交付を受けたものでないこと。 (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。
	対象経費補助額等	・対象経費 除却工事のうち、解体、運搬及び処分する工事に要する費用とします。 ・補助額 対象経費×23%以内、30万円を限度とします。 ※ 補助額は千円未満切り捨てとなります。

連絡先	担当課	建設部 建築指導課 建築係
	電話	代表（0574）62－1111

11	ブロック塀等撤去費補助金	
概要	事業趣旨	地震によるブロック塀等の倒壊による被害や避難時等の通行の妨げとなることを防止するため、ブロック塀等の撤去を行う所有者に対して補助します。
	対象者	ブロック塀等の所有者
	対象施設	(1) 市内に存するブロック塀等で、道路及び公共施設等に面する高さが60cmを超えるもの（一部撤去は不可） (2) 道路及び公共施設等の接する部分からブロック塀までの距離がブロック塀等の高さ以内のもの (3) ブロック塀等を取り除く場合は、ブロック塀等の高さを60cm以下とするものとし、建築基準法第42条第2項に規定する道路に面するものは、地盤面まで取り除くものに限る
	対象経費	ブロック塀等の撤去に要する費用（撤去するブロック塀等の処分に要する経費を含む） ※ 門や門柱等の撤去や、ブロック塀等を撤去した後にフェンス等を設置する費用は補助対象となりません。
	補助額等	①と②を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内、10万円を限度とします。 ①ブロック塀等の撤去に要する費用（撤去するブロック塀等の処分に要する経費を含む） ②撤去するブロック塀等の長さに1m当たり1万円を乗じて得た額 ※ 補助額は千円未満切り捨てとなります。

連絡先	担当課	建設部 建築指導課 建築係
	電話	代表（0574）62－1111

12	まちづくり活動助成金	
概要	事業趣旨	市民の皆さんが住みよい地域社会の形成を目的として、自発的かつ自立的に行う営利を目的としない社会貢献活動に対し、その費用の一部を助成します。
	対象者	可児市を中心として活動する5人以上の団体
	対象経費	活動に要する直接経費（会場使用料、講師謝礼、材料費、印刷費など）。ただし、団体の運営経費や食糧費などは対象になりません。
	補助額等	(1) まちづくりスタート助成 これからまちづくり活動を始めようとしている団体が行う調査・研究活動に対して助成します。 ・助成額：対象経費の全額（上限10万円） ・助成回数の限度：ひとつの団体につき連続2回まで (2) まちづくり活動助成 「みんなが楽しむ」ことから始まる、可児市を元気にするまちづくり活動に対して助成します。 ・助成額：対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て・上限20万円） ・助成回数の限度：ひとつの団体につき通算3回まで ※ 助成金のうち、2分の1に相当する額は、市が発行する地域通貨Kマネーでの交付となります。
	その他	・申請は、各年度ごとに決められた期間中にご提出ください。 ・助成については、学識経験者や有識者、市民委員による「可児市まちづくり活動助成審査委員会」による審査をもとに決定されます。したがって、審査結果によっては、助成できない場合があります。 ・申請、提出等に関しては募集要項で確認していただくか、以下までお問い合わせください。 <場 所> 可児市市民公益活動センターMeets（ミーツ） （可児市総合会館2階） <電 話> 60-1222 <メール> knc@kani-npo.gr.jp

連絡先	担当課	市民文化部 地域協働課 自治振興係
	電話	代表 (0574) 62-1111

13	まちづくり協議会活動支援	
概要	事業趣旨	地域のまちづくり活動を行うために一定の区域の住民等で結成された、まちづくり協議会の活動を支援します。
	対象者	可児市市民参画と協働のまちづくり条例に定める要件を満たし、市からまちづくり協議会として認定を受けた団体
	支援内容	まちづくり計画の作成及び住民等のまちづくりへの参画意識を高揚するための活動について、次のような支援を行います。 (1) 情報の提供 各種資料の提供、職員による説明など (2) 技術的支援 アドバイザーとして各分野の専門家を公費で派遣 (3) 活動費助成 協議会活動に必要な経費を予算の範囲内で助成 ＜助成対象経費＞ ・まちづくりの先進事例を学ぶために開催する講演会の講師謝礼 ・活動に必要な文具類などの事務用品費 ・会議資料などの印刷費など ※ 食糧費や協議会員への賃金などは助成対象となりません。

連絡先	担当課	市民文化部 地域協働課 自治振興係
	電話	代表 (0574) 62-1111

14	かにロードサポーター助成事業	
概要	事業趣旨	市が管理する道路（歩道、路肩、法面を含む。）を年間を通して、除草や清掃を実施する団体を認定して、その活動に要する費用の一部を補助します。
	対象者	一定の要件のすべてを満たす団体（申請による登録制度）
	対象活動	市が管理する道路（歩道、路肩、法面を含む）における次のいずれかに当てはまる活動 (1) 除草（除草した草を処分することを含む） (2) 清掃（清掃により収集したゴミを処分することを含む） (3) その他、道路の美化・維持活動として市長が認めるもの ※ 道路占用物件の維持、管理のために行う活動及び営利を目的とした活動等は補助対象となりません。
	対象経費	対象活動に要した経費（資機材購入費・消耗品費・借上料・その他活動に必要な経費として市長が認めるもの） ※ 対象団体の運営に係る経費は対象となりません。
	補助額等	<登録１年目> 対象経費の全額、10万円を限度とします。 <登録２年目以降> 対象経費の全額、５万円を限度とします。 ※ ひとつの団体に対して年１回の助成とします。 ※ 過去に交付を受けた助成金で購入した資機材の使用年数が7年を超え、使用上支障があると認める場合は、当該資機材を買い換える年度に限り、限度額を8万円とします。

連絡先	担当課	建設部 管理用地課 施設維持係
	電話	代表（0574）62－1111

15	野生鳥獣被害防止防護柵設置費補助金	
概要	事業趣旨	野生鳥獣による農作物への被害を防止するために防護柵を設置される方に対して、防護柵を購入する経費の一部を補助します。
	対象者	市内に住所を有する方で、市内に所有又は耕作する農地に防護柵を設置しようとする個人又は法人で、市内の業者から購入する方。
	対象物品	「防護柵」とは、バッテリー等の電源による電柵（バッテリー式、電線、ガイシ及びパイルからなる設備をいう。）又はシート、トタン、金網若しくはネット等による防護のための柵をいいます。
	対象経費	防護柵一式の購入に関する費用 ※ 設置に関する工事費は補助対象となりません。
	補助額等	対象経費の2分の1以内、1万5千円を限度とします。 ※ 補助額は百円未満切り捨てとなります。

連絡先	担当課	経済交流部 農林課 農林係
	電話	代表（0574）62－1111

16	狩猟免許取得支援補助金	
概要	事業趣旨	地域の有害鳥獣による被害を軽減するために、狩猟免許（わな猟免許）の取得に要する経費の一部を補助します。
	対象者	可見市に住所を有する方で、新規にわな猟免許を取得し、農作物被害防止のための地域活動に従事していただける方 ※ 市猟友会長及び自治会長の推薦が必要です。
	対象経費	狩猟免許取得、狩猟登録、猟友会の入会費のうち次の経費。 (1) 受験手数料及び診断書料 (2) 講習会受講料 (3) 講習会テキスト代金等 (4) 猟友会入会金（年会費は対象となりません。） (5) 狩猟税 (6) 狩猟者登録手数料
	補助額等	対象経費の全額、3万円を限度とします。 ※ 狩猟免許を取得した日から3ヶ月以内に申請が必要となります。

連絡先	担当課	経済交流部 農林課 農林係
	電話	代表（0574）62－1111

17	緑化推進活動助成金	
概要	事業趣旨	市内緑化及び緑化啓発活動の推進を図ることを目的とし、可児市緑化推進委員会が、自治会等が行う緑化推進事業に対し助成します。
	対象者	自治会、市民が組織する各種団体、市内に事務所又は工場を有する企業、その他支部長が必要と認めた団体
	対象活動	次のすべての条件を満たすもの。 ・市内にある公共用地、自治会用地等において、自治会等が植樹を行う活動であること ・市内で開催されるイベント等で、市内緑化及び緑化啓発の推進を行うもの ・国又は地方公共団体等から、類似している補助金又は助成金を受けていないこと
	対象経費	対象活動の実施に必要な経費のうち、苗木、用土、肥料、支柱、工具リース代、ガソリン等原材料、消耗品の購入費用 ※ 印刷費、交通費等の事務的経費及び食糧費は対象となりません。
	補助額等	対象経費の全額、20万円を限度とします。 ※ ひとつの団体につき、原則年1回の補助となります。 ※ 毎年度、前期分はその年の2月中旬頃、後期分は8月中旬頃を期限に申請を受付し、地域緑化推進協議会による審査を経て3月と9月に交付決定します。 ※ （公社）岐阜県緑化推進委員会から交付される「緑の募金」による市町村還元金を使用した助成であるため、補助額が減額される場合があります。

連絡先	担当課	経済交流部 農林課 農林係
	電話	代表 (0574) 62-1111

18	可児市危険木伐採等事業補助金	
概要	事業趣旨	住宅等への倒木被害から市民の生命及び財産を保護するために、市内の危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費の一部を補助します。
	対象者	・危険木を所有する方 ・危険木が倒れることで住宅に直接的な被害を受ける恐れのある方 ・危険木が倒れることで被害を受ける恐れのある自治会等管理敷地の管理者である自治会長等
	対象経費	危険木の伐採に係る経費（消費税を除く。） 危険木を有価物として処分する場合は、危険木の伐採に係る経費からその売却金額を控除した額を補助対象経費とします。
	補助額等	対象経費の2分の1以内、20万円を限度とします。 ※補助額は千円未満切り捨てとなります。 【注意事項】 ・伐採する危険木は、森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となる森林内にあること。（岐阜県のホームページ「ふおれナビ」で確認できます。） ・危険木を所有する方と危険木が倒れることで被害を受ける恐れのある方が同一又は生計同一者の場合は対象外とする。 ・この補助金の交付は、1人（生計同一者を含む）又は1団体につき同一年度において1回限りとする。 ・この補助金の交付を受けようとする場合、事業実施前に申請が必要です。また、危険木を所有する方から伐採等にかかる承諾を得てください。
連絡先	担当課	経済交流部 農林課 農林係
	電話	代表（0574）62－1111

連絡先	担当課	市民文化部 地域協働課 自治振興係
	電話	代表 (0574) 62-1111

20	道路補修資材支給	
概要	事業趣旨	自治会が実施する市道又は赤道の補修に使用する資材を支給します。
	支給資材	碎石、アスファルト合材、コンクリート二次製品（側溝のふたなど）
	申込方法	可児市役所ホームページからオンラインで申請するか、「道路補修に対する資材の依頼書」を提出してください。

連絡先	担当課	建設部 土木課 道路維持係	オンライン入力フォーム 
	電話	代表（0574）62－1111	

21	グラウンド等砂支給	
概要	事業趣旨	自治会や老人クラブ等で使用管理しているグラウンドやゲートボール場等に、補充用の砂を支給します。 ※ 敷きならし、整地等は利用者で実施してください。
	支給資材	川砂、山砂
	手続き	「グラウンド等補修に対する原材料支給申請書」と資材運搬先の略図を提出してください。 ※ 借用地の場合は土地所有者の承諾を得てください。

連絡先	担当課	市民文化部 文化スポーツ課 スポーツ係
	電話	代表（0574）62－1111

21	公園補修に関する資材支給	
概要	事業趣旨	公園の維持管理作業に使用する材料を支給します。
	対象者	公園の維持管理作業を行う自治会
	対象施設	市と自治会との間に管理協定書が結ばれている公園 ※ 自治会が私有地に設置した公園で、自治会が管理している公園については、公園遊具等設置（補修）事業補助金（5ページ参照）の対象です。 ※ 移管前で開発業者が管理している公園及び個人の公園は補助対象となりません。
	支給資材	公園の維持管理作業に必要な原材料及び消耗品（草刈機の刃など）
	申込方法	「原材料支給申請書」を提出してください。

連絡先	担当課	建設部 都市計画課 公園緑地係
	電話	代表（0574）62－1111

23	公共施設管理作業時の機器具貸出	
概要	事業趣旨	自治会等が実施する公共施設（公道・公園）管理作業時に使用する機器具を貸し出します。
	貸出機器	草刈機、蓋開器等
	手続き	可児市役所ホームページからオンラインで申請するか、「土木機械・物品借用申請書」を提出してください。

連絡先	担当課	建設部 土木課 道路維持係	オンライン入力フォーム
	電話	代表（0574）62－1111	

24	軽スポーツ備品貸出	
概要	事業趣旨	自治会等のスポーツ振興行事等に使用する軽スポーツ備品を貸し出します。
	支給資材	軽スポーツ用具等
	手続き	「備品使用許可申請書」を提出してください。

連絡先	担当課	市民文化部 文化スポーツ課 スポーツ係	オンライン入力フォーム
	電話	代表（0574）62－1111	

25	公園・緑地等の刈草・枝条処分	
概要	事業趣旨	自治会等が管理する公園・緑地の伐採作業で集めた刈草・枝条の処分を市で行います。
	対象者	自治会等
	対象施設	市と自治会等との間に管理協定書が結ばれている公園及び緑地
	申込方法	「公園・緑地等の刈草・枝条処分申請書」を提出してください。

連絡先	担当課	建設部 都市計画課 公園緑地係
	電話	代表（0574）62－1111

26	ボランティア清掃活動支援	
概要	事業趣旨	地域清掃をボランティアで行う団体等に対して、ごみを入れる袋（ボランティア袋）の支給及びごみの収集処理を行うことで、環境美化を推進します。
	対象者	・公共の場所に散乱しているごみを、ボランティアで清掃する団体又は個人 ・オオキンケイギクを防除する団体又は個人
	対象施設	道路・河川敷等の公共の場所 （オオキンケイギク防除については、民有地も対象となります。）
	支援内容	ボランティア袋の支給及びごみ等の収集処理を行います。
	手続き	(1) 清掃活動の1週間前までに「申請書」を提出してください。 (2) 活動後は速やかに「報告書」を提出してください。 ※ 雨天などにより、活動日が変更になった場合はご連絡ください。
要	注意事項	・ごみは小袋で収集し、分別してボランティア袋に入れるなど、ボランティア袋の削減にご協力ください。 ・放置自転車、バイク、タイヤ、バッテリー、消火器及び家電リサイクル品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）などが不法投棄されている場合は、拾わずに環境課へ連絡してください。 ・オオキンケイギク以外の自然物（落葉、枝木、流木、雑草、土砂等）は、収集対象としません。 ・オオキンケイギクの土はできる限り落としてください。 ・ごみの収集には2～3日かかることがあります。近隣の迷惑にならない所に集めてください。 ・余ったボランティア袋は、環境課へ返却してください。

連絡先	担当課	市民文化部 環境課 生活環境係（ごみの関係） 環境保全係（オオキンケイギク関係）
	電話	代表（0574）62－1111

27	生涯学習 楽・学講座	
概要	事業趣旨	市の職員が皆さんの地域、集会、学習の場へ出かけ、行政の取り組みや情報などを楽しく学んでいただく講座です。
	対象者	市内に在住、在勤及び在学する概ね10人以上で構成された団体及びサークル ただし、次の事項に該当する場合は対象となりません。 ・ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき ・ 政治、宗教、営利等を目的とした集会等であると認めたとき ・ 事業趣旨に反し、講師の派遣が適当でないと認めたとき
	時間と場所	・ 開催時間 午前10時から午後9時までの間で2時間以内 ・ 開催場所 市内に限ります
	申込方法	(1) 「講座一覧」の中から希望する講座を選び、開催を希望する日の3週間前までに、当該講座を担当する課に開催希望の旨をご連絡ください。 (2) 講座を担当する課と調整のうえ、開催日程を決定した後に「生涯学習 楽・学講座申込書」を地域協働課に送付してください。 (3) 講座開催後に実施報告書を地域協働課あてに送付してください。 ※ 申込書、実施報告書等は、地域協働課に備え付けるほか、市ホームページからもダウンロードできます。
	費用	無料（材料費等が必要な場合があります）
	その他	・ 開催する場所の手配や準備などは、申込者が行ってください。 ・ 「講座一覧」は市のホームページに掲載しています。

連絡先	担当課	市民文化部 地域協働課 地域支援係
	電話	代表 (0574) 62-1111

28	地域支援愛ポイント制度	
概要	事業趣旨	少子高齢化が進む中で「子育て世代の安心づくり」と「高齢者の安気づくり」を促進するには、地域における市民のボランティアによる支援合いが必要です。この制度は、対象ボランティア活動を行った方に地域通貨「Kマネー」と交換できるポイントを交付し、感謝の気持ちを示すとともに、地域の支援合い活動への市民の参加を促進するものです。
	対象者	市が指定する対象ボランティア活動を行う個人（登録制）
	対象ボランティア活動	○子育て世代の安心づくりに資する活動 ・キッズクラブでの活動 ・本の読み聞かせ など ○高齢者の安気づくりに資する活動 ・移動支援 ・サロンの運営 など ※ 対象ボランティア活動についての詳細は、市社会福祉協議会へお問い合わせください。
	参加方法 制度内容	(1) 地域支援愛ポイント制度の管理機関である市社会福祉協議会（福祉センター内）に登録申請書を提出します。登録すると、地域支援愛ポイント手帳が交付されます。 (2) 対象ボランティア活動を行います。対象ボランティア活動を行う団体や施設の情報は、市社会福祉協議会のホームページで検索することもできます。（http://www.kanishishakyo.or.jp/sasaeaipoint/） (3) 活動を行ったら、活動団体もしくは施設からポイントシールを受け取ります。シールは、ポイント手帳に貼り、3月末までポイントを貯めます。 (4) ポイントの交換期間は毎年4月から5月末です。この期間内にポイント手帳と交換申出書を市社会福祉協議会に提出すると、ポイントに応じて地域通貨Kマネーを受け取ることができます。 (5) 地域通貨Kマネーは、市内協力店での買い物等に使用することができます。協力店は受け取ったKマネーの額面の1％を社会貢献協力金として市に納入し、地域支援愛ポイント制度の運営費用に充てられます。 ※ 令和2年5月1日より当面の間、協力店による社会貢献協力金の負担を停止しています。
	登録受付場所	可児市社会福祉協議会（可児市今渡682番地1 福祉センター内） 電話（0574）62－1555

連絡先	担当課	市民文化部 地域協働課 自治振興係
	電話	代表 (0574) 62-1111

29	地域福祉協力者制度	
概要	事業趣旨	安心して暮らせるまちづくりを目指すため、地域住民の皆さんに民生委員・児童委員のパートナーとして、見守りなどの地域の福祉活動に協力いただくものです。
	役割	・一人暮らしの高齢者や子ども、体の不自由な人などをさりげなく見守る。 ・見守りの中で、郵便物や新聞がたまっている、洗濯物が干されたままになっているなどの異変に気付いたときは、民生委員・児童委員や自治会長へ連絡する。 ・必要に応じて、心配ごとや困りごとなどについて地域住民の身近な相談相手になる。
	申請方法	地域福祉協力者登録申請書（ホームページに掲載）を地域の自治会長、または民生委員・児童委員を通じて市へ提出してください。
	その他	・登録いただいた人には、認証状と地域福祉協力者であることを示す名札をお渡しします。 ・見守り活動を行う範囲は特に定めていませんので、できる範囲での活動をお願いします。また、報告書などを市へ提出する必要はありません。 ・報酬はありませんが、活動中の事故に備えて市がボランティア活動保険に加入します。 ・当制度の活用を検討される場合は、高齢福祉課へご連絡ください。
連絡先	担当課	福祉部 高齢福祉課 福祉政策係
	電話	(0574) 62-1111

30	私有林の森林整備事業	
概 要	事業趣旨	自治会や個人等が所有する私有林について、危険木の伐採など森林の伐採に関する要望を受け付けます。
	対象者	自治会等の自治組織
	制度内容	(1) 事業の対象となる森林 ・自治会または個人（共有も可）等が所有する私有林 ・森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となる森林 ※対象森林の位置は、岐阜県ホームページ「ふおれナビ」で確認できます。市産業振興課でも確認できますのでご相談ください。 (2) 要望の内容 ・危険木の伐採 集会所（自治会等の集会施設）や通学路などの近くにある、斜めに生えて、倒木の危険性がある木を伐採します。原則として、伐採木の搬出は行いません。 ＜必要要件＞0.05ha以上、対象木はおおむね10m以上、保全対象と対象森林の所有者が一致していないことなど、諸要件あり。 ・間伐 森林の保水機能の向上や、より公益性の高い森林づくりのため、森林の間伐をします。原則として、伐採木の搬出は行いません。 ＜必要要件＞0.05ha以上など、諸要件あり。 ・放置竹林の整備 放置され、荒れた竹林を整備し、管理のできる竹林になるように整備します。 ＜必要要件＞伐竹後に、竹林の管理ができることなど、諸要件あり。
	注意事項	・県の森林・環境税、国の森林環境譲与税を活用した事業となり、それぞれに要件があります。また、伐採の必要性（緊急性）の高い要望から対応することになります。要件に合わない場合や緊急性の低い場合は、要望に添えません。 ・伐採にあたっては、森林の所有者と協定を締結します。協定の締結期間である10年間は、森林を他の用途に転用することはできません。 ・自治会から所有者に事前に連絡のうえ、市にご相談ください。 ・要望受付後、現地確認及び市森林管理委員会による要望箇所の協議を行い、伐採箇所を決定します。原則として、要望箇所の伐採は、次年度以降の伐採となります。

連絡先	担当課	経済交流部 農林課 農林係
	電話	代表 (0574) 62-1111

31	自治連合会地域づくり交付金	
概 要	事業趣旨	地域コミュニティの醸成や、地域社会の維持・発展を図るため、地域づくりの推進に資する取り組みなどを実施する自治連合会に対して、「自治連合会地域づくり交付金」を交付します。
	対象者	地区自治連合会
	制度内容	・地域の課題解決に向けた取り組みや、将来に向けた地域づくりの推進など、「地域全体を対象として実施する取り組み」を応援するために交付します。 ・各自治連合会の運営や実施事業等に対する費用に対し、交付金をご活用ください。 ・交付金の算定基準日（前年度の10月1日）現在の住民登録世帯数をもとに、交付額を算出します。 ＜交付金額＞ 住民登録世帯数×300円 【交付金の流れ（申請～実績報告）】 ①上記により算出した交付金額を市から通知します。 （原則、連絡所長経由） ②「交付金交付申請書兼前渡請求書」を市に提出してください。 ※申請の期限は5月末日。 ③自治連合会名義の銀行口座へ前渡しでお支払いします。 ④3月末日までに、実績報告書を市に提出してください。 ※事業報告書・収支決算書を添付してください。 ※対象経費等、ご不明な点は担当へお問い合わせください。

連絡先	担当課	市民文化部 地域協働課 自治振興係	オンライン入力フォーム	
	電話	代表（0574）62-1111	【申請書兼請求書】	【実績報告書】
				

32	自治会活動推進交付金	
概要	事業趣旨	自治会内でのコミュニティの醸成や、自治会活動のさらなる推進のために、各地区の自治連合会に所属し、活動を実施する自治会に対して、「自治会活動推進交付金」を交付します。
	対象者	自治連合会に所属する単位自治会
	制度内容	・各地区の自治連合会に所属し、地域住民の生活・福祉の向上、コミュニティの醸成を目的として、一定の区域に住所を有するものの地縁に基づいて形成された自治会に対して、交付金を交付します。 ・交付金については、自治会内でのコミュニティの醸成や、自治会活動のさらなる推進のため、広く各自治会の活動にご活用ください。 ・交付金の算定基準日（前年度の10月1日）現在の自治会加入世帯数及び自治会が管理する一般廃棄物集積場の箇所数をもとに、交付額を算出します。 ＜交付金額＞ （1）自治会加入世帯数×800円。 （2）一般廃棄物集積場管理に関する積算は下記のとおり。 ・可燃ごみ（1箇所あたり） 7,800円／年 ・不燃ゴミ（1箇所あたり） 1,350円／年 ・リサイクル資源（1箇所あたり） 14,400円／年 【交付金の流れ（申請～実績報告）】 ①上記により算出した交付金額を市から通知します。 （原則、連絡所長経由） ②「交付金交付申請書兼前渡請求書」を市に提出してください。 ※申請の期限は9月末日。 ③自治会名義の銀行口座へ前渡ししてお支払いします。 ④3月末日までに、実績報告書を市に提出してください。 ※収支決算書を添付してください。 ※対象経費等、ご不明な点は担当へお問い合わせください。

連絡先	担当課	市民文化部 地域協働課 自治振興係	オンライン入力フォーム	
	電話	代表（0574）62-1111	【申請書兼請求書】	【実績報告書】
				